

平成28.12. 1 制 定
改正 平成30. 4. 1 令和 3. 4. 1
令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学研究・産学連携推進機構第3条第3項の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構次世代モビリティ社会実装研究センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 次世代自動車産業振興に資する産学官金連携イノベーションの拠点形成を目指し、次世代モビリティシステムの社会実装研究と開発及び高度人材育成を目的とする。

(組 織)

第3条 センターに、教育研究部及び技術開発部を置く。

2 教育研究部及び技術開発部に関し必要な事項は、別に定める。

(業 務)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 次世代モビリティの研究開発に関すること。
- (2) 次世代モビリティに係る学生及び社会人に対する人材育成に関すること。
- (3) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長

(センター長等)

第6条 センター長は、学長が指名する教員をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 副センター長は、学長が指名する教職員をもって充て、センター長を補佐するとともに、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、次世代モビリティ社会実装研究センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

- 2 センター会議は、第4条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議・決定する。

3 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究・産学連携推進機構長

(2) 研究・産学連携推進機構副機構長

(3) センター長

(4) 副センター長

(5) 教育研究部の長及び技術開発部の長

(6) 共同教育学部，情報学研究科，医学系研究科，保健学研究科及び理工学府から選出された教員 各1名

(7) その他センター長が必要と認めた者 若干人

4 センター会議に議長を置き，センター長をもって充てる。

5 議長が必要と認めたときは，第3項各号以外の者をセンター会議に出席させ，その意見を聴くことができる。

(事 務)

第8条 センターの事務は，関係部課等の協力を得て，研究推進部において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は，学長が行う。

附 則

1 この規程は，平成28年12月1日から施行する。

2 この規程施行後，最初に指名されるセンター長及び副センター長の任期は，第6条第3項及び第5項の規定にかかわらず，平成29年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は，平成30年4月1日から施行する。

2 この規程施行後，最初に指名される副センター長の任期は，第6条第5項の規定にかかわらず，平成31年3月31日までとする。

附 則

この改正は，令和8年4月1日から施行する。